

別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3の様式のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第6の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

無線局事項書										※ 整理番号			
1 申請(届出)の区分		<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許		2 無線局の種類コード		3 免許の番号		4 無線局の数		5 欠格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由								8 希望する運用許容時間					
7 申請(届出)者名等	氏名又は名称	法人団体		法人又は団体						9 工事落成の予定期日		<input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月目の日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____日目の日	
		個人の別		フリガナ									
	住所	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		コード[]						10 免許の年月日		11 免許の有効期間	
		個人又は代表者名						12 希望する免許の有効期間		13 最初の免許の年月日			
		姓	フリガナ				名					フリガナ	
		フリガナ						14 運用開始の予定期日		<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定：____.____.____ <input type="checkbox"/> 予備免許の日から____月以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から____月以内の日			
都道府県—市区町村コード		[]											
郵便番号		—		電話番号									
15 無線局の目的コード		<input type="checkbox"/> 従たる目的		16 通信事項コード		17 通信の相手方							
		<input type="checkbox"/> 従たる目的											
18 識別信号													
19 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力													

短
辺

			20 無線局の区別		※整理番号	
21 無線設備の <input type="checkbox"/> 設置場所 又は <input type="checkbox"/> 常置場所	設置場所 番号	設置場所の 区別コード	住所			
			フリガナ			
			都道府県—市区町村コード []			
			フリガナ			
			都道府県—市区町村コード []			
			フリガナ			
			都道府県—市区町村コード []			
			フリガナ			
			都道府県—市区町村コード []			
		フリガナ			主たる停泊港又は定置場	
	船舶又は航空機名					
22 移動範囲	基本コード[] 付加コード[]					
	基本コード[] 付加コード[]					
	基本コード[] 付加コード[]					
23	<input type="checkbox"/> 船舶又は <input type="checkbox"/> 航空機の所有者(設置場所又は常置場所とする場合)		<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他()			
24 備考						

長

辺

(日本工業規格A列4番)

3 3枚目(伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限る。)

		25 無線局の区別		※ 整理番号		
短 辺	26	空中線系番号				
	伝 搬 障 害 防 止 区 域 の 指 定	電波伝搬路の地上高	<input type="checkbox"/> 電波伝搬路の地上高の一部又は全部が45cm以上	添付図面	<input type="checkbox"/> 回線見通し図	
		他の通信手段への代替及び設置場所の変更が容易でない理由				
		補足事項				

長

辺

(日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 (注1) 7 8 9 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25(注2) 26(注2)	(注1) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。 (注2) 伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3 (注1) 4 6 7 10 (注1) 11 (注1) 20 (注2) 25 (注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 21の欄から24の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 26の欄に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 10 12 18 19	

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する口にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関第12345号～関第12350号」、「関第12345、関第12350号」のように記載すること。

6 4の欄は、気象援助局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、無線標定移動局、携帯移動地球局又は実験試験局について第15条の2の2第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

7 5の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2) 再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条第1項第7号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)

(3) 実験試験局(特定実験試験局を含む。以下この注において同じ。)又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通

信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- (4) 電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局を除く。以下この注において同じ。)の無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局及び陸上移動中継局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局又は2以上の陸上移動中継局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

9 7の欄の記載は、次によること。

- (1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

ア 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する口にレ印を付けること。

イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

- (2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- 10 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。

- 11 9の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定をする時は、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。

- 12 10の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。

- 13 11の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11の日付指定の場合に準じて記載すること。

- 14 12の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- 15 14の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定をするときは、注11に準じて記載すること。
- 16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印をつけること。
- 17 16の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 18 17の欄の記載は、次によること。
- (1) 「何(又は免許人)所属何固定局」等のように記載すること。
 - (2) 個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。
 - (3) 気象援助局(設備規則第54条の2の2に規定する条件に適合する無線局に限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である場合は、通信の相手方に「(固定観測)」を付記すること。
 - (4) 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局等、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。
- 19 18の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
- 20 19の欄の記載は、次によること。
- (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。
 - イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。
 - ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。
 - (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いない

こと。

- (イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。
- (3) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。なお、特定実験試験局については、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を併せて記載すること。
- 21 20及び25の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。
- 22 21の欄の記載は、次によること。
- (1) 移動しない無線局の場合(PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。)
- ア 設置場所の□にレ印を付けること。
- イ 送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。
- ウ 無給電中継装置については、当該装置を使用するいずれかの無線局に属するものとしてその設置場所を記載すること。
- (2) PHSの基地局の場合
設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何ビル屋上(又は公衆電話ボックス上)」等のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。
- (3) フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合
設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を記載すること。

(4) 移動する無線局の場合

ア 常置場所の□にレ印を付けること。

イ 無線設備の常置場所(船舶又は航空機を設置場所とするもの及びVSAT地球局を除く。)を(1)のイに準じて記載すること。

ウ 船舶又は航空機を設置場所とするものにあつては、船舶又は航空機名の欄に船舶の場合はその名称(フリガナを付けること。)、航空機の場合はその国籍記号及び登録記号を記載すること。船舶又は航空機を常置場所とするものにあつては、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。

エ VSAT地球局にあつては、その無線設備の常置場所及びVSAT制御地球局の無線設備の設置場所を記載すること。

23 22の欄の記載は、移動する無線局に限り、コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国(沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」又は「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

24 23の欄は、船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局に限り記載することとし、船舶又は航空機の別を該当する□にレ印を付け、当該船舶又は航空機の所有者について、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者とする。)又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

25 24の欄の記載は、次によること。

(1) 5の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(2) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

(3) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所とする無線局の場合で、検査を受ける希望地がある場合はその地名を記載すること。

(4) 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

(5) 特定実験試験局であつて、その局を開設しようとする地域及び周辺の地域に、現にその局が希望する周波数と同一の周波数を使用する他の特定実験試験局が開設されており、その既設の特定実験試験局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある場合は、無線局根本基準第6条第2項の調整が図られている旨を調整相手方の氏名又は名称とともに記載すること。

(6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8) 海岸局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、

電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を併せて記載すること。

(9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

26 26の欄は、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限り記載することとし、次によること。

(1) 空中線系番号の欄は、指定を希望する電波伝搬路に係る空中線系について、工事設計書の空中線系番号の欄に対応する番号を「1—1(〇〇向け), 3—2(××向け)」のように記載すること。

(2) 電波伝搬路の地上高の欄は、該当する場合には□にレ印を付けること。

(3) 添付図面の欄は、添付図面として回線見通し図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、回線見通し図は、指定を希望する電波伝搬路及び地形の高低が示され、電波伝搬路との高低差が45メートル以上かどうか容易に判別できるものであること。

(4) 他の通信手段への代替及び設置場所の変更が容易でない理由の欄は、指定を希望する電波伝搬路に係る無線設備が特定無線設備である場合に限り記載すること。なお、他の通信手段への代替が容易でない理由には、当該無線設備の周辺の光ファイバ等の敷設状況及び、当該無線設備を含む無線通信の回線経路の状況を踏まえた理由を記載すること。

(5) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合はその事項を記載すること。

27 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

28 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

29 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。